

## 弘前大学教育学部 附属教育実践総合センター 研究員要項

### (趣旨)

第1条 弘前大学教育学部附属教育実践総合センター規則第10条の規定に基づく研究員に関する事項については、この研究員要項の定めるところによる。

### (定義)

第2条 弘前大学教育学部附属教育実践総合センター(以下「センター」という。)では、教育実践に関する理論的、実践的研究を行う。この研究に携わる国立大学教官、国立学校園教官、公私立学校教員等を研究員という。研究員には次の場合がある。

- (1) 研究を行うことを申請し承認された者
- (2) センターの要請に応じて研究を行う者

### (期間)

第3条 研究の期間は4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。

### (研究員の申請)

第4条 研究員を希望する者は、所定の様式により、センター長に申込む。  
2 大学関係以外の者は、所属機関の長の承認を得たうえで、申込をする。

### (採否の決定)

第5条 センター長は、研究員の申込がなされたときは、これを運営委員会に諮り、採否を決定する。

### (研究員の委嘱)

第6条 研究員は教育学部長がこれを委嘱する。

### (研究の推進等)

第7条 研究員の研究には、個人研究と共同研究とがある。  
2 研究員は申込をした研究課題を責任をもって自主的に行う。  
3 各研究には担当所員等が配置される。  
4 研究員は、センター長及び所員の紹介を得て学部教官の指導・助言を仰ぐことができる。  
5 研究員は研究の推進、打ち合わせ、連絡等のために会合をもつ。  
6 研究員は研究推進のためにセンターの施設、機器、資料等を利用することができる。

### (共同研究)

第8条 共同研究の場合には研究代表者を置く。  
2 研究代表者は、その共同研究組織を代表し、共同研究を責任をもって推進する。  
3 研究代表者は、他の共同研究の代表者になることはできない。

### (研究報告)

第9条 研究員は、当該年度末に研究報告書をセンター長に提出しなければならない。  
2 個人研究の場合は、個人研究報告書を提出する。  
3 共同研究の場合は研究代表者が共同研究報告書を提出する。

### (研究結果の利用等)

第10条 研究員は、研究結果を教育の現場において自由に利用することができる。  
2 研究員は、当該研究に係わる論文等を印刷物により発表する場合には、当センターにおける研究であることを明記しなければならない。  
3 研究員は、当該研究に係わる論文等を印刷物により発表した場合は、その印刷物またはコピー1部をセンター長に提出しなければならない。

### (物品の購入)

第11条 予算の範囲内で研究に必要な物品を購入することができる。

### (その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が別に定める。

### 付則

この要項は、平成4(1992)年4月1日から施行する。平成3(2001)年4月1日改訂。

# 2002年度 教育実践総合センター研究員 募集案内

## 青森県教育委員会・弘前市教育委員会後援

弘前大学教育学部附属  
教育実践総合センター  
センター長 羽賀 敏雄

当センターでは、事業の一環としてセンターの研究員を公募します。  
本来の業務を行いながら、本務に支障を生じない範囲で研究をしてみたい方は、下記の各項をご覧の上、個人あるいはグループでご応募下さいますよう、ご案内いたします。

### 1. 目的

教育の理論的・実践的な向上・発展を図るために、以下に掲げる研究分野について自主的に研究を行う。

### 2. 研究分野

1. 学校教育に関する分野...指導方法、授業分析、教材開発、総合的な学習、教育実習など
2. 教育情報システムに関する分野...インターネットの教育利用、情報教育、情報システムやWeb教材の開発など
3. 発達臨床・教育相談に関する分野...児童・生徒の発達と理解、教育相談、学校不適応など
4. 教育社会環境に関する分野...学校外教育、体験学習、地域と学校など
5. その他...校種や教科の枠を超えた研究も歓迎

### 3. 応募資格

1. 国立大学・学校園および公立学校・私立学校の教員等
2. 地域の教育関係者
3. その他、センター長が認めた者

### 4. 研究期間

2002年4月から2003年3月まで

### 5. 申込方法

所定の申込用紙に必要事項を記入し、下記宛に郵送する。共同研究の場合もひとりずつ申し込むこと。

〒036-8560 弘前市文京町1番地  
弘前大学教育学部 附属教育実践総合センター  
センター長宛

申込締切り: 2002年4月19日(金) 必着

### 6. 採用決定

申込者の中から審査を行い、研究員を決定・委嘱する。

結果は所属長および本人宛に通知する。

### 7. 研究の進め方

1. 研究は本務に支障の生じない範囲で行う。
2. 研究員はセンターで行う年間5回の研究員会に出席し、研究の打合せ、経過報告、中間発表、最終発表をしなければならない。
3. 研究員は年度末に研究発表を行い、研究報告書をセンター長に提出しなければならない。

### 8. 施設・設備の利用と消耗品の支給

1. 研究に必要なセンターの施設・設備・機器・資料を、規定に従い随時利用することができる。
2. 研究に必要な消耗品は予算の範囲内でセンターが支給する。

### (問合せ先)

一般的なこと:	センター事務室(照井技官)	0172-39-3487	kyjissen@cc.hirosaki-u.ac.jp
学校教育に関する分野:	野呂研究室(4月1日以降)	0172-39-3485	
教育情報システムに関する分野:	小山研究室	0172-39-3486	koyama@cc.hirosaki-u.ac.jp
教育臨床・教育相談に関する分野:	豊嶋研究室	0172-39-3477	
教育社会環境に関する分野:	田名場研究室(4月1日以降)	0172-39-	

弘前大学教育学部附属  
教育実践総合センター  
研究員申込書

ふりがな 氏名		年齢	歳	男・女
申込者の住所 電話番号	〒 - ( )	E-Mail:		
所属機関名 所在地 電話番号	〒 - ( )	職種:	経験年数: 延べ	年
研究テーマ				
主な研究内容				
共同研究者名 (共同研究の場合)	(代表者に◎)			
所属機関の長の承認(大学教官は不要)				
上記の通り、本人の研究員申込を承認する。				
2002年 月 日				
機関名: 職・氏名				印